

○高知市子ども・子育て支援会議条例

平成25年4月1日

条例第54号

改正 平成26年4月1日条例第65号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 支援会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 支援会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開催される支援会議の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成26年4月1日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。